

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護
重要事項説明書

総合ケア **げんき**

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 広島常光福祉会
- (2) 法人所在地 広島市東区福田5丁目1165-3
- (3) 代表者 理事長 柿木田 健
- (4) 電話番号 082-899-6318

2 事業所の概要

- (1) 事業所名 総合ケアげんき
- (2) 事業所の所在地 広島市東区馬木4丁目2122-1
- (3) 電話番号 082-883-0338
- (4) 事業所長（管理者） 管理者 松永 幸枝
- (5) 介護保険指定番号 3490100074
- (6) 契約定員 20名（通い定員12名・宿泊定員5名）
- (7) 開設年月日 平成19年 8月 1日

3 職員の勤務体制

- (1) 管理者 1名（認知症対応型共同生活介護と兼務）
- (2) 計画作成担当者 1名（介護職員と兼務）
- (3) 看護師 1名（介護職員と兼務）
- (4) 介護職員 12名（内1名管理者と兼務、内1名計画作成担当者と兼務、内1名看護師と兼務）

4 当該事業所の基本方針

要支援または、要介護状態にある高齢者に対し、その居宅において又は通いサービスに通い若しくは、短期間宿泊し家庭的な環境と地域住民との交流の下で、自立した日常生活を営むことが出来る様、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身の機能の維持並びに利用者の家族等への身体的負担及び精神的負担の軽減を図ります。

5 サービス実施地域及び営業時間

- (1) 通常の実施地域 広島市東区・安佐北区の一部（亀崎1～4丁目・小河原町・口田1～5丁目・口田南1～9丁目・狩留家町・真亀1～5丁目・深川1～8丁目・落合1～5丁目・落合南1～9丁目・倉掛1～3丁目・上深川町）
- (2) 営業日及び営業時間 月曜日～日曜日 365日 8：30～17：30
- (3) 通いサービスの提供時間 9：30～16：30
- (4) 訪問サービスの提供時間 24時間可能
- (5) 宿泊サービスの提供時間 16：30～9：30

6 利用の中止、変更、追加等

- (1) 利用予定日の前に、サービスの利用の中止・変更・利用の新たな追加をすることができます。その場合はサービス利用日の前日までに御連絡ください。
- (2) サービス利用中体調不良・変化により入浴を中止する場合があります。また体調急変時には速やかに家族・主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講じます。

7 サービス内容

※利用者の要支援または要介護認定に応じ、計画作成担当者による居宅サービス計画及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を作成し、それに基づいて下記のサービスを実施します。定期的に利用者または家族等と面談し、生活状況や介護及び看護の記録を報告することで情報交換を行います。その上で利用者及び家族等の意向を確認し、ご契約者本位のサービスを提供できるよう努めます。

(1) 介護計画の作成	<p>1. サービス提供開始時までに、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することが出来るよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、「通い」「訪問」「宿泊」サービスを柔軟に組み合わせ、他の従業者と協議の上、（介護予防）小規模多機能介護計画を作成します。</p> <p>2. 利用者に応じて作成した（介護予防）小規模多機能計画について、その内容を説明し、同意を得た上で交付し、サービスを実施します。また、その実施状況を評価し、必要に応じ計画を変更するなどの対応を行います。</p>
(2) 相談・援助	<p>利用者の心身の状況を把握し、利用者、家族の相談に応じ、適切な支援を行います。その他利用者と日常的に関わりのある地域住民等の相談にも応じる体制を整え、利用者が地域において多様な活動が継続できるよう支援します。</p>
(3) 介護サービス等	<p>介助が必要な利用者に対して、室内の移動や車椅子への移乗、排泄の介助、食事の介助、見守り等を行います。また、血圧や体温の測定等を行い、利用者の健康状態の把握に努めます。</p>
(4) 食事	<p>当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況、及び嗜好を考慮した食事を提供します。</p> <p>食事時間／朝 7:30～8:30、昼 12:00～13:00、夕 18:00～19:00</p>
(5) 入浴	<p>心身の状況やご希望に応じて、入浴または清拭を行います。入浴は個人浴槽となっております。</p>
(6) 排泄	<p>利用者の状態に合わせた排泄の介助を行います。</p>
(7) 機能訓練	<p>心身の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能維持またはその減退を防止する為の日常訓練を実施します。</p>
(8) 送迎	<p>利用者の心身の状態に合わせて安全な方法で送迎します。</p> <p>送迎時間については、事前に御連絡します。ご利用当日の交通事情・天候等により、多少変更する場合があります。その場合は、早めに連絡させていただきますが、緊急時等連絡が困難な場合もございますのでご了承下さい。</p>
(9) 宿泊	<p>全室個室になっております。但し、利用者の心身の状況等により一時的に二人利用となる場合があります。</p>
(10) 訪問	<p>利用者の心身の状態や希望に応じてサービスを行います。</p>
(11) 趣味活動・行事等	<p>利用者の希望により各種趣味活動、季節に応じた行事等を行ないます。</p>
(12) 理美容サービス	<p>希望の方は職員までお知らせ下さい（料金が別途必要です）。</p>

8 サービス利用に当たっての留意事項

利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に注意し利用して下さい。

- (1) 共同利用に秩序を保ち相互の親睦に努めて下さい。
- (2) 利用者は故意又は過失によって設備及び備品に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更した時には、その損害を弁償し、又は原状回復をして頂きます。
- (3) 利用料金は一ヶ月分を翌月 27 日に指定の口座より引き落としをさせていただきます。

9 個人情報について

利用者へのサービス向上のため、当事業所及び他事業所との連携を図る上で利用者等の個人情報を用いることがあります。御了承ください。利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について利用目的を以下のとおり定めます。

(1) 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

① 通所介護サービス事業所内部での利用目的

- 当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 介護保険サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち、会計・経理・事故等の報告、当該利用者の介護・医療サービスの向上

② 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち、利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）・照会の回答、利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合、検体検査業務の委託、その他の業務委託、家族等への心身の状況説明
- 介護保険業務のうち、保険事務の委託、審査支払機関へのレセプトの提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- 広島常光福祉会（以下：法人とする）に所属する事業所内での個人情報について
法人内における、電磁的な情報共有システムの整備に伴い、以下の個人情報について、当該利用者の処遇及び事務手続き等に係る業務の円滑化を目的に、法人内すべての事業所間において取得・共有（共同利用）することができることとします。
 - ・各事業所が利用者等に提供する介護・医療サービスの内容
 - ・介護保険事務
 - ・その他保険事務
 - ・利用者等にかかる各事業所の管理運営業務
—利用開始・利用終了等の管理
 - 会計・経理
 - 事故等の報告
 - 当該利用者の介護・医療サービスの向上

(2) 上記以外の利用目的

① 当事業所内部での利用に係る利用目的

- 当事業所の管理運営業務のうち、医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料、当事業所において行われる学生の実習への協力、当事業所において行われる事例研究

② 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- 当事業所の管理運営業務のうち、外部監査機関への情報提供

③ 広報活動での利用に係る利用目的

- 当事業所の広報誌『げんきだより』 ・ 当法人ホームページへの写真等の掲載

10 虐待防止について（契約書第11条参照）

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止に関する責任者を管理者とし、次の措置を講ずるものとする。

虐待防止体制整備

虐待防止対応責任者 松永 幸枝

虐待防止受付担当者 小池 淳二

※外部の方による第三者委員を設置

- (1) 虐待が発生した場合の対応手順の整備
- (2) 虐待防止委員会の設置
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

1 1 身体拘束について（契約書第 11 条参照）

サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すると共に、次の措置を講ずるものとします。

- (1) 身体拘束解除に向けた検討会議を開催します。
- (2) 身体拘束等の必要性（切迫性、非代替性、一時性）を判断する為の具体的な手順を身体的拘束に関する指針を定め明確化します。
- (3) 身体的拘束解除の予定日を記載した説明書の作成、利用者又はその家族への説明、同意を得ます。
- (4) 身体的拘束等実施中の経過観察記録の作成及び経過について、利用者又はその家族への説明をします。
- (5) 身体的拘束等の実施中も常に代替的な方法を考え、拘束解除に向けた取り組みを行います。

1 2 金銭管理について

金銭管理については、基本的には行わず、利用者又は家族等が行って下さい。但し、やむを得ない事情で利用者等より申し出があり、協議した上で必要な場合のみ、金銭及び貴重品の管理を行います。代行した後は、その都度本人又は家族等に報告致します。

1 3 事故発生時の対応について

（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業者は利用者に対する（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 4 苦情受け付けについて（契約書第 23 条参照）

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます

- 苦情受付窓口 管理者 TEL (082) 883-0338
- 苦情受付ボックスを玄関に設置しています。
- 第三者委員を定める。（別紙参照）

(1) 行政機関その他苦情受付期間

広島市東区役所 福祉課高齢介護係	広島市東区東蟹屋 9-38 TEL 082-568-7732 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝祭日・年末年始は休み)
広島市高齢福祉部 介護保険課	広島市中区国泰寺 6-34 TEL 082-504-2183 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝祭日・年末年始は休み)
国民健康保険団体連合会	広島市中区東白島町 19-49 国保会館 TEL 082-554-0783 月曜日～金曜日 8:30～17:15 (祝祭日・年末年始は休み)
広島県社会福祉協議会 運営適正化委員会	広島市南区比治山本町 12-2 TEL 082-254-3419 月曜日～金曜日 8:30～17:15 (祝祭日・年末年始は休み)

15 . 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	有
実施した直近の年月日	令和6年3月14日
実施した評価機関名称	運営推進会議
評価結果の開示状況	事業所に掲示

16 サービス利用料金

利用料金表〔1ヶ月当り〕

【単位：円】

介護費用	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	6,596	10,865	15,091	21,046	29,517	32,327	35,397
2割負担	13,191	21,728	30,180	42,089	51,377	64,651	70,792
3割負担	19,785	32,591	45,269	63,133	88,548	96,977	106,186

※端数処理の関係で誤差が生じることがあります。

※1単位：地域区分として10.55円となります。

- ※ 月途中からの利用・中止の場合には、日割り計算により算定させていただきます。
 - ※ 介護保険負担割合証をもとに定められた1割負担、2割負担、3割負担に応じ算定します。
 - ※ 上記料金表にはサービス提供体制強化加算(I)750単位、総合マネジメント体制加算1,200単位、介護職員等処遇改善加算(I)(一月あたりの合計単位数に14.9%を算定)、科学的介護推進連携体制加算40単位が含まれています。
 - ※ 被爆者手帳をお持ちの方は利用料金が免除されます。
- 上記料金表に加え、該当によって以下の加算が発生する場合がございます。
- ※ 利用開始から30日間は、初期加算として1日30単位を加算します。
 - ※ 認知症加算の該当者には、個別で(II)890単位/月、(IV)460単位/月を加算します。
 - ※ 若年性認知症利用者受入加算の該当者には、800単位/月、介護予防500単位/月を加算します。
 - ※ 区分支給限度基準額を超えたオーバー分についても全額自己負担いただき、介護職員等処遇改善加算についても同様に算定します。
 - ※ 通常の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合、又は訪問サービスを提供する場合は、路程1キロメートル当り20円を実費としていただきます。

加算料金

項目	料 金
食事代	朝食 350円 昼食 500円 夕食 500円 *食された分のみ請求いたします。
宿泊費	2,500円/泊
オムツ代	実費
電気代	50円/1点日額
理美容代	実費
洗濯代	100円/ネット *宿泊利用時は免除になります。

令和6年6月1日改正

16 ご利用時お持ち頂く物

【利用開始時にご用意頂くもの】

歯ブラシ・コップ（プラスチック等の割れにくいもの）・
歯磨き粉・上履き ※施設に置いて管理します。

介護保険証・介護負担割合証
被爆者手帳（お持ちの方）

【通所される場合】

着替え
タオル 2枚（入浴用）
連絡ファイル（ファイル代250円）
薬（必要な方）

【宿泊される場合】

着替え（余分にご用意下さい）
パジャマ
タオル
洗面用具（その他ひげそり等）
薬（必要な方）

※外出用に、帽子やジャケット等の持参をお願いすることがあります。

※その他、いつも使われているもの等ありましたらご相談下さい。

総合ケアげんき 利用同意書

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	住所	広島市東区馬木4丁目2122-1	
	事業者名	総合ケアげんき	
	代表者氏名	松永 幸枝	印
説明者	職名	氏名	印

私は、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの利用を開始するにあたり、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、十分に理解した上でサービスを利用することに同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所
氏名

保証人 住所
氏名